

特定非営利活動法人 目黒ユネスコ協会

定款

(2004.10.1 設立登記)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 目黒ユネスコ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区五本木2丁目24番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、一般市民を対象とする各種セミナー、展覧会、音楽会、語学講座などの振興事業並びに国際交流、国際支援などの協力事業を行うことにより、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」、また「平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない」というユネスコ憲章前文に掲げられた精神に則り、世界平和の実現、自由と正義の尊重、国際理解・国際協力の推進等に市民の立場から寄与するとともに、あわせて目黒区を中心とする地域社会の文化の向上に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 災害救援活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 国際文化理解を目的とした教育・科学・文化に関する講座、語学講座等の研修事業
- (2) 市民や外国人が相互に交流する交流事業
 - ①一般市民や外国人が相互に交流する事業
 - ②青少年を対象とした交流事業
- (3) ユネスコ理解のために、日本語の習得を必要としている外国人を対象とした日本語教育事業
- (4) ユネスコ理解のために、識字率の低い世界各国への支援、世界遺産保護のための支援及び災害等の救援を行うための国際支援事業
- (5) 国内の災害被災地に対する救援及び復興支援事業
- (6) 奨学金等を支給することにより留学生等を支援するスカラシップ事業
- (7) 美術展、音楽会等を開催し、芸術・文化の向上と交流を深める芸術・文化事業

- (8) 会報の発行、インターネットによる情報交換等を行う広報活動事業
- (9) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 青年会員 この法人の目的に賛同して入会した満16歳以上35歳未満の個人
- (4) 年少会員 この法人の目的に賛同して入会した満16歳未満の個人
- (5) フレンドシップメンバー この法人の目的に賛同して入会した外国人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項の者の入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、フレンドシップメンバーについては、入会金及び会費の納入を免除することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上37人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長とする。また4人以内を副会長とすることができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところ及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項前段の規定にかかわらず、就任後2年以内に開催される最終の通常総会終結の時まで任期を短縮し、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、現任者の任期を延長する。

3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の数定数の下限に満たない場合には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

(役員報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第 4 章 議決機関

(議決機関の種類)

第 20 条 この法人の議決機関は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、並びに職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条においても同じ。）

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属先

(11) 事務局の組織及び運営

(12) その他法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日以前までにすべての正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日以前までに全理事に通知しなければならない。

4 理事会は理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者の数及びその氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条の各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の審議を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立する予算内の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び補正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、その事業年度内の収入を以って償還する短期借入金を除く。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、総会に出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散をのぞく）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は理事会の承認を経て、会長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 委員会

(各種委員会の設置)

第 58 条 会長は、この法人の事業活動の企画立案及び実施のために、必要な各種委員会を設置することができる。

第 11 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 59 条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問の資格及び任命等に関しては別に定める。

第 12 章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(他団体との関係)

第 61 条 この法人は、社団法人日本ユネスコ協会連盟及び東京都ユネスコ連絡協議会に、その構成団体として加入する。

附則 この定款は平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

附則 この定款は平成 25 年 8 月 14 日から施行する。